

Nuclear Weapon & Nuclear Test MONITOR

核兵器・核実験モニター

236
05/6/15

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 ■ NPO法人ピースデポ/PCDS (太平洋軍備撤廃運動): Pacific Campaign for Disarmament and Security
223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリュエーネ102号
Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org
編集責任者 ■ 梅林宏道・田巻一彦 郵便振替口座 ■ 00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」
銀行口座 ■ 横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

国防総省が閉鎖を勧告した米国内基地を点検する

米戦略論に振り回されるな

5月9日、米国議会が設置した「海外基地見直し委員会(OBC)」の暫定報告書が大統領と議会に提出された。一方、5月13日、米国議会が設置した米国内基地の閉鎖・再編を勧告する「BRAC(基地閉鎖・再編)委員会」に対して、米国防総省(DoD)勧告が提案された。OBC勧告は、沖縄の普天間基地を嘉手納基地と岩国基地のいずれか、または両方に移転すべきであるとした。しかし、BRACに関するDoD案を点検した結果、私たちは、普天間を閉鎖・再編の候補にあがっている基地に移すことが可能であると主張する。

普天間基地の
米本土移転は
可能である

背景

本誌がフォローしてきたように、米議会は03年公法108-132によって(本誌200号に抜粋訳)海外基地見直し委員会(OBC)を設置した。法律は04年に修正され報告書の提出期限を04年末から今年の8月15日まで延期した(本誌221号参照)。そもそもOBC設置は、国防総省(DoD)が取り組もうとしている冷戦後5度目となる05会計年の米国内基地の閉鎖・再編に対して、海外基地の閉鎖・再編こそ先行されるべきだとする議会の抵抗の産物であった。つまりOBCの役割の第一は、海外基地の現状と将来の合理性についての点検であった。

一方、DoDはこれも本誌がフォローしてきたように世界的国防態勢見直し(GPR)を展開している。それは、OBC設置の議会の動きを傍らに見ながら、国務省とタイアップした行政機関の実行力をもって、海外に展開している米軍部隊

をDoDの方針によって再編するものである。これによって同盟国との協議によって海外基地の再編が一部事実として先行してきた。したがってOBCは、このようなDoDの動きを

今号の内容

米軍再編

普天間移転先の提案

資料:海外基地見直し委員会報告
「結論と勧告」

米軍再編を巡る主な動き(13)

NPT再検討会議を振り返る(上)

「人をあざ笑う 恥ずべき茶番劇」

資料:「新アジェンダ連合」演説
米国の演説

監視し点検する役割を持つようになった。

BRAC過程においては、DoD案が05年5月15日を期限としてBRAC委員会に提出される予定であった。そこで、OBCは、それより早くという狙いで5月9日に暫定報告を提出した。暫定報告とはいえ、「若干のマイナーな追加をするかもしれないが、(暫定報告が)委員会の基本となる結論と勧告であるとアル・コーネラ委員長は述べている(05年5月9日、報道発表)。

「見直し委員会」報告

「見直し委員会」報告を読んでまず印象付けられることは、当然といえば当然であるが、それが徹頭徹尾、米国益を追求した見直し作業であるということである。DoDの「米国防戦略(05年3月)を不可侵の文献とするとともに、それを基礎としてDoDが作成した「統合世界態勢と基地配置戦略(IGPBS)」を大部分支持する立場から見直しが行われている。報告書の「結論と勧告(5ページに抄訳)には、「合衆国の軍事基地の配置態勢は、世界全体における合衆国の安全保障利益の重要な反映である」とまた「IGPBSにおいて採択されている諸構想の大部分を支持する」と書かれている。

その結果、報告書「結論」は、沖縄に関して、「沖縄は、東アジアにおける作戦能力の要である。沖縄における戦闘能力を減少させることは、我々の東アジアにおける国益を危機に曝すであろう」と沖縄の戦略的重要性を極めて重要視した。そして、次のように勧告した。

「沖縄にある普天間海兵隊航空基地に配備されてい

る海兵隊航空部隊・施設は、嘉手納空軍基地と岩国海兵隊航空基地のいずれか、または両方に移転すべきである。他のすべての海兵隊部隊・施設は、沖縄に残留すべきである。」

この勧告は、普天間部隊を日本の他の基地、とりわけ沖縄の他の基地に移す内容を含んでいるために強く批判された。その通りであるが、報告書が基地の固有名詞をあげて「勧告」をしたのは、唯一普天間問題のみである事実を見落としてはならないであろう。宜野湾市をはじめとする鋭い基地撤去運動が、ここまで状況を前進させたのである。

米流の戦略論に騙されるな

また、沖縄の戦略的価値に関する議論は、米国のご都合主義の議論である。これまでの米国の主要な遠隔地の作戦を分析するとき、最近の「砂漠の嵐」作戦、「不朽の自由」作戦、「イラクの自由」作戦を含めて、海兵隊が沖縄に配備されていることによる利点が発揮された事例は存在しない。また、現在のテロとの戦争と軍転換の合理性から考えたとき、沖縄に海兵隊の大部隊を配備する理由はない。韓国と沖縄の部隊のイラクへの投入は、朝鮮有事や台湾海峡有事への抑止という論理をいっそう破綻させた。ラムズフェルド理論のとおり、これらは予測可能な戦争であり、長い外交と準備の期間を経て迎える戦争である。米軍の展開力をもってすれば、平時に部隊を沖縄に前進配備する必要はない。軍事上の選択の幅は広く、米本土からの展開が十分に可能であ

米軍再編を巡る主な動き(13)

(2005年5月1日～5月31日)

5月1日	米側、普天間飛行場の返還条件として2500メートル以上の滑走路を同県内に確保するよう新たに要求していることが明らかに。(読売)	5月5日	縄の期待にそぐわない再編結果を示唆。米連邦議会海外基地見直し委員会が中間報告書(9日付け)を公表。沖縄の海兵隊の移転に反対。普天間の機能は嘉手納か岩国へ移転と勧告。
5月2日	米軍普天間基地の名護市辺野古沖移設計画で、米側が「技術的に困難」との見解を日本側に伝えていたことが判明。(日経)	5月9日	ローレス米国防副次官、訪米中の超党派国会議員団に、早ければ6月にも米側が再編案を提示と示唆。「日米の基地の共同使用が進む」とも。
5月2日	大野防衛庁長官、マニラ市内でフィリピンのアロヨ大統領らと会談。大統領、フィリピンでの共同訓練に米海兵隊員ら受入れの用意があると表明。	5月9日	鹿児島県鹿屋市議会臨時会、普天間代替案として報道された「海自鹿屋基地への空中給油部隊機移転」について反対決議と意見書を可決。(毎日)
5月2日	ワシントンでの日米外相会談で、次官級の日米戦略対話を閣僚級に格上げで一致、ライス国務長官が提案。この日がその初会合。(読売)	5月9日	ライアン・ヘンリー米国防副次官(政策担当)海外基地見直し委員会報告書を受けて、沖縄海兵隊の兵力は「日米同盟と東アジア地域の安定の観点で決定される」と述べ具体的な言及を避ける。
5月4日	訪米中の額賀福志郎元防衛庁長官らローレス米国防副次官と会談。副次官、在日米軍再編で、東アジア情勢を理由に「抑止力の増大」の考え。「維持」から一歩踏み込む。	5月10日	大野防衛庁長官、記者会見で、沖縄の負担軽減に関し在沖海兵隊基地の自衛隊との共同使用の考えを初めて明らかに。(沖タイ)
5月4日	ライス米国務長官、国務省でオーストラリアのダウナー外相と会談。共同記者会見で米国、日本、オーストラリアの3カ国の外相級戦略対話の創設で合意と発表。	5月11日	政府、06年3月が期限の思いやり予算特別協定の期間を、現行の5年から2、3年に短縮するよう米側に提案の方針。(共同)
5月4日	ワシントン訪問中の福島社民党党首らに戦略国際研究センターのカート・キャンベル元国防副次官補、沖	5月11日	大野防衛庁長官、参院イラク事態特別委員会で、民間空港・港湾の米軍使用について協議を進めている

ると考えられる。

国防総省BRAC勧告を利用

普天間部隊を米本土に移転させる道が閉ざされたわけではない。進行中の日米交渉に影響を与える知恵と行動が継続されなければならない。ピースデポでは、5月13日にBRAC委員会に提出されたDoDの米国内基地の閉鎖・再編勧告を利用して、普天間の米本土への移転案を作成した。

BRAC委員会は、DoD勧告を受けて独立の調査、検討を行い、9月8日までに報告と勧告を大統領に提出しなければならない。委員会は、現在その報告書作成作業に入っている。一方では、閉鎖・削減の対象に掲げられている基地の地元と関係議員によるDoD勧告への反論がすでに米国内で始まっている。

私たちの提案は、閉鎖・削減の候補となっている主要な基地の中から普天間部隊の受け入れ基地になりうる基地を選び出し、米国の地元関係者との直接の対話の可能性を探るよう求めるものである。

普天間部隊の受け入れ可能基地は、軍事技術的に次の要件を満たす必要がある。

- (1) 普天間に駐留するヘリコプター部隊は、海兵隊の空地任務部隊 MAGTF を構成する4要素(地上戦闘部隊、航空戦闘部隊、役務支援部隊、司令部部隊)の不可欠の一要素である。したがって、他の部隊との合流が容易であることが必要な条件となる。

普天間移転関連米軍基地



1. オズカ空軍基地
2. リバーバンク陸軍弾薬工場
3. ホーソン陸軍補給廠
4. ウマチラ化学補給廠
5. コロナ海軍支援基地
6. シールビーチ海軍兵器廠
7. コンコード海軍兵器廠
8. サンディエゴ海軍基地
9. ミラマー海兵隊航空基地
10. キャンプ・ペンドルトン海兵隊基地
11. ユマ海兵隊航空基地

- (2) 海兵隊ヘリコプター部隊は、海軍の水陸両用艦に搭載されて作戦行動を行う。(現在は佐世保を母港としている水陸両用艦が普天間とセットになる水陸

5月12日付	ことを認める。共産党緒方議員への答弁。 日米両政府、米軍再編関連で日本有事「共同作戦計画」と、周辺事態「相互協力計画」の本格策定着手を6月に共同文書で確認する予定。(朝日)
5月13日	ラムズフェルド米国防長官、米国内主要米軍基地318か所のうち33の閉鎖、29の再編を含む「基地再編・閉鎖(BRAC)」案を公表。小規模削減にとどまったことにより、海外米軍再編への影響も。
5月17日	大野防衛庁長官、記者会見で、日米の役割分担について7月にも安全保障協議委員会(2プラス2)を開催し共同文書をまとめる意向を表明。
5月18日	町村信孝外相、米軍再編で、日米両政府の協議がまとまり次第、中間報告を関係自治体に示し意見を求める方針を表明。衆院外務委員会で。
5月19日	全国市議会議長会基地協議会、相模原市で役員会開催。米軍再編での基地機能・運用変更の情報を国が地元自治体に早期に情報提供するよう要望の方針を決定。(神奈川)
5月24日	政府、米軍再編での具体案について、8月までに米側との政府間調整を大筋で終え、秋以降に再編対象基地の地元自治体と水面下の協議に着手する方針。再編協議の年内最終決着を目指す。(共同)
5月24日	政府、キャンプ座間について、第1軍団司令部の「移転」でなく、座間にある「第9戦域支援司令部」を新たな「拠点司令部(UEX)」にする形で「改編」として受け入れる方向で米側と調整。(産経)
5月25日	日米両政府、24日から国防総省で米軍再編の審議官級協議を開催。朝鮮半島、台湾海峡有事を想定し日

5月27日	米役割分担について詰めの調整。 ブッシュ米大統領、メリーランド州アナポリスの海軍士官学校で演説、対テロ戦争に対応するため軍の再編推進の決意。海外駐留米兵6~7万人を米本国に移すと表明。
5月28日	米国防総省、グアム、アンダーセン空軍基地に戦闘機48機など約70機を常駐させる計画判明。沖縄の負担軽減につながる可能性。(沖タイ)
5月28日	政府、具体的な基地再編が決定した段階で日米首脳会談を行い、共同宣言を発表する方向で調整方針。(時事)
5月28日付	米国防総省、ニューメキシコ州ホロマン空軍基地からステルス戦闘機15機を在韓米軍基地に派遣。米軍の「抑止力」維持のため。(朝日)
5月29日	米軍再編協議で米側が「同盟変革(アライアンス・トランスフォーメーション)」の表現で同盟関係強化を提唱と判明。日米の協議筋。日本側は「異存ない」が「誤解を招く(関係者)として未公表。(共同)
5月29日	政府、「思いやり予算」特別協定を2年間暫定延長で米国側との調整の方針。7月開催予定の「2プラス2」で米国側に提案。(産経)
5月30日	町村外相、外務省で沖縄県議会と党議員団と会談。9月に米国でブッシュ・小泉首脳会談を開催し、沖縄の負担軽減策で一定の合意を目指す方針を表明。基地関連自治体への「中間報告」を「9月がメド」との見通し。

沖タイ=沖縄タイムズ、神奈川=神奈川新聞。(作成:ピースデポ)

両用艦である。したがって、移転先は水陸両用艦への搭載が可能な港に近接している必要がある。港として、もっとも望ましいのは既存の水陸両用艦基地であり、次に望ましいのは何らかの海軍軍港であり、最後に望ましいのはその他の利用可能な港である。

現在、米太平洋岸・ハワイには、普天間と同じような海兵隊ヘリコプター部隊の基地が4箇所ある。また水陸両用艦基地はサンディエゴ1箇所のみである。4基地では、近くの水陸両用艦の寄港地でヘリコプターの搭載を行っている。< >にその港までの距離を書く。

- 1 ミラマー(カリフォルニア州)<サンディエゴから約15km>
- 2 カネオヘ湾(ハワイ州)<パールハーバーから約20km>
- 3 ユマ(アリゾナ州)<サンディエゴから約230km>
- 4 キャンプ・ペンドルトン(カリフォルニア州)<サンディエゴから約60km>

(参考:普天間から佐世保の距離は約770km、ホワイトビーチは約15kmである。)

この現状から、普天間部隊の移転先ヘリコプター基地から250km程度以内に適切な港があれば、移転先として検討すべきであると主張することができるであろう。したがって、私たちが検討すべき基地は、ワシントン州、オレゴン州、カリフォルニア州、ネバダ州、アリゾナ州の5つの州に位置する基地に限定される(3ページ地図参照)。

コロナ基地とサンディエゴ周辺基地

このような考察から、閉鎖勧告を受けた基地のうち、オニズカ空軍基地(カリフォルニア州)、リバーバンク陸軍弾薬工場(カリフォルニア州)、ホーソン陸軍補給廠(ネバダ州)、ウマチラ化学補給廠(オレゴン)、コロナ海軍支援基地(カリフォルニア州)、コンコード海軍兵器廠(カリフォルニア州)が考察の対象となった。また、サンディエゴ海軍基地(カリフォルニア州)を中心とするサンディエゴ地域は閉鎖対象の基地はないが、2400人(うち軍人は390人)が職を失うと推定されている大きな再編を勧告されているので、考察の対象とした。

詳細に説明する紙幅はないが、私たちは、次の3つの基地が普天間部隊の移転先として検討されるべきであると結論づけた。

(1) コロナ海軍支援基地

閉鎖を勧告されたコロナ海軍支援基地は、247エーカー(100ヘクタール)の基地である。普天間基地の広さは1,188エーカー(480ヘクタール)であるから、普天間基地の5分の1程度の面積であるが、固定翼航空機の滑走路を望まなければヘリコプター基地として充分の広さがあると思われる。ロサンゼルスの方角にあり、現役のシールビーチ海軍兵器廠(5002エーカー)までの距離は約50kmである。ここをヘリコプターを水陸両用艦に搭載する港として活用することができる。シールビーチ海軍兵器廠は今回の勧告で大きな再編を被る基地の一つであり、2.3ヘクター

ルの工場の閉鎖が勧告されている。このこともコロナ基地とセットにしてシールビーチ基地を普天間受け入れのために改修する余地があることを示している。

また、コロナ基地から海兵隊基地キャンプ・ペンドルトンまで約50km、巨大な海兵隊基地・演習場トゥエンティナイン・パームズまで約140kmであり、空地任務部隊を形成する他の海兵隊部隊との合流が容易であるという条件も満たされる。さらに、シールビーチは、サンディエゴの水陸両用艦が西太平洋に配備されるときを通り道に位置していることも、さらなる好条件となる。佐世保とホワイトビーチの関係よりもはるかに好条件を備えていると言える。

(2) サンディエゴ地域

サンディエゴ地域はDoD勧告で大きな影響を受ける。DoDの勧告資料によると、サンディエゴを中心とする経済圏には、海兵隊ヘリコプター基地であるミラマー、主要な海兵隊基地キャンプ・ペンドルトン、水陸両用艦基地であるサンディエゴ海軍基地、同コロナ海軍基地、サンディエゴ海軍病院などが存在する。この他にも、ヘリコプター基地としても使用されているノースアイランド海軍航空基地が存在する。また、周辺にはサンディエゴと密接に関係するトゥエンティナイン・パームズ海兵隊基地・演習場、ユマ海兵隊航空基地がある。

このような状況を考えると、地域への基地再編の影響を緩和するため、普天間部隊をミラマー海兵隊航空基地やキャンプ・ペンドルトンに移すという選択は、極めて自然な選択である。現在普天間に配備されている海兵重ヘリコプター部隊の多くが、ミラマー基地やキャンプ・ペンドルトン基地からローテーション配備されていることを考えると、この選択は「移す」と言うよりも「移す」と表現するのが適切であろう。

(3) コンコード海軍兵器廠

大きな敷地面積(7700エーカー)を持つ兵器廠である。基地は内陸部分と海岸部分とに大別されるが、大部分を占める内陸部分の閉鎖が勧告された。海岸部分は、サンフランシスコ湾からサクラメント河に至る途中にあるスーサン湾に面している。内陸部から海岸まで5~8kmであり、サンフランシスコ湾の港湾地域までの直線距離も30~35km程度である。したがって、ヘリポートへの改修工事が必要であったとしても、普天間基地の移転先となる条件を十分に備えている。

難点は、空地任務部隊を形成する他の海兵隊部隊との距離が相当に離れていることであろう。海兵隊基地ペンドルトンまで約700kmある。これとでも、沖縄海兵隊が本土の演習地で訓練するときの移動距離と比較するとき、決定的な障害とは言えないであろう。また、広大な面積があるために、普天間ヘリコプター部隊以外の沖縄の空地任務部隊を移転させることによって、全体として利便性を強化する構想を検討することも可能である。(梅林宏道)

結論と勧告

概観

合衆国の軍事基地の配置態勢は、世界全体における合衆国の安全保障利益の重要な反映である。それは、今後数十年における我々の戦略の中心部分として機能するであろう。「海外基地見直し委員会(以下、単に委員会)」は、変化の必要性を十分に理解し、国防省の「統合世界態勢と基地配置戦略(IGPBS)」において採択されている諸構想の大部分を支持するものである。これらの変化は、我々の全体的な軍事態勢と柔軟性を改善するであろう。

しかし、それらの変化は国防総省だけではなく、それを超える全体像をもっており、合衆国の海外プレゼンスが果たす役割によって影響されるすべての関係者によって、より広範囲な検討を必要としている。提案されている再編の順序や速度は、我々を広範囲の国家安全保障上の要求に応えられなくする可能性や、国益保護に必要な軍事能力にも再編によって影響を受ける軍人男女の生活条件にも深刻な影響を与える可能性をもっている。

したがって、省庁間の協議で順序や速度の問題も含めて、計画を全体として吟味すべきである。加えて、IGPBSは海外基地構造を定期的に改良し進化させるための過程を制度化していない。したがって委員会は、行政機関、立法機関を超えた横断的な監督と支持を受けることによって、IGPBSはよりよいものになると考える。

結論

IGPBSは、基地再編によって影響を受けるすべての関係省庁間での広範囲かつ上級レベルによる検討なしに作成されていると、委員会は考える。我が国の海外基地態勢は、防衛の必要性から肝要であるのみならず、今日だけではなく今後数十年にわたって、外交、情報収集、本土防衛、エネルギー、貿易、通商、法執行、及び同盟などの諸関係に影響を与えるものである。

したがって委員会は、IGPBSは進行中の諸業務や分析努力と相互調整が十分に行われておらず、どの省庁横断組織も国家安全保障に関する関連活動の実施を統合していないと結論づけた。さらに、委員会は、不可欠な諸準備が間に合っていないまま、海外基地再編を現在のスケジュールで完成させなければならないような、戦略的あるいは作戦上の絶対的な必要性を見出すことはできない。

さらに加えて、在外米軍を引き上げる前に、また海外基地再編を行う前に、地政学

的配慮、作戦上の懸念、輸送力の要請、新兵募集・兵役継続、兵員生活環境の問題、費用など多くの解決しなければならない問題が存在する。次のような諸問題がある。

決定が、05年4年期国防見直し(QDR)や2005年輸送能力調査(MCS)が完了するより前に行われた。

いくつかの伝統的な同盟国領土における海外プレゼンスを縮小するアクションが進行している。しかるに、永久基地、事前集積物資、訓練地、部隊などを別の友好国や同盟国の領土に確立することによって、我々の海外態勢を補い強化する計画は、基礎となる必要な外交的・法的取り決めなしに進行している。したがって、これらの新しい場所が伝統的な同盟国から期待できるようになっているのと同じような柔軟性と信頼性を提供できるのかどうか、現段階において我々は知ることができない。

合衆国のイラクとアフガニスタンへの関与は、今後数年間ローテーション基地問題を提起し続けると思われる。(たとえばバルカンなど)追加的な場所で戦争が勃発したとき、部隊をさらに圧迫するであろう。重武装部隊をすべてヨーロッパから撤退させることは、その負担を軽減するのではなく悪化させるであろう。

沖縄は、東アジアにおける作戦能力の要である。沖縄における戦闘能力を減少させることは、我々の東アジアにおける国益を危機に曝すであろう。

各軍の転換(トランスフォーメーション)部隊の再編、事前集積装備の再建、不朽の自由作戦、イラクの自由作戦、世界的な対テロ戦争、IGPBS、そしてBRAC(米国内の基地閉鎖・再編)に同時に取り組むことは、限られた予算内で財源が競合することになる。現在のIGPBSの動きは、各軍が近代化と準備態勢に適切に資金を回すことを困難にするであろう。

世界中のできごとに対応する我が軍の能力にとって、戦略的輸送力は鍵である。海上輸送力や空輸力はもちろん事前集積装備についての計画は、IGPBSによって増加する米本土(CONUS)部隊にのしかかる追加的な要求を考慮しなければならない。米本土から部隊を急送することは、戦略的輸送力、戦術的輸送力、及び事前集積備蓄の準備が整っていないければ問題である。

(略)

勧告

合衆国の安全を確保する最善の方法について、より包括的な議論をすることが国民にとって利益になるであろう。(海外態勢再編の)計画の基礎的な政治的、政策的次元には、もっと広範囲の国家指導部が関与しなければならない。

したがって、委員会は次のように勧告する。

これほど大規模な部隊再編には詳細な時間調整が必要であり、進行のペースを緩め、建て直しすることが必要である。海外基地配置に関する全努力は、進行している諸計画と調整し時間を合わせるような1つの全体的計画に統合されるべきである。さらに、世界的な部隊態勢を定期的に考慮し、結果が全体的な国益に合致していることを確実にするために、省庁間の検討過程を導入すべきである。(略)

国防、外務委員会など、連邦議会海外基地配置に関してもっと厳格な監督を行うべきである。(略)

さらに、委員会は次のことを勧告する。

沖縄にある普天間海兵隊航空基地に配備されている海兵隊航空部隊・施設は、嘉手納空軍基地と岩国海兵隊航空基地のいずれか、または両方に移転すべきである。他のすべての海兵隊部隊・施設は、沖縄に残留すべきである。

ヨーロッパ戦域内においては、合衆国への帰還が予定されている重武装戦闘チームの1個は、バルカン支援任務が終了し、イラクの自由作戦が沈静化し、陸上配備の戦車破壊攻撃システムがヨーロッパに配備されるまで、ヨーロッパに留まるべきである。加えて、重武装戦闘チームの装備1式を、地域内に洋上事前集積するべきである。さらに、1旅団は、新しいNATO加盟国における東ヨーロッパと合衆国の軍対軍プレゼンスへのローテーション配備のために投入されるべきである。

合衆国は、アイスランドとの条約を見直し、冷戦後の安全保障環境を反映したものに更新すべきである。

潜在的な競争相手に対する合衆国の長期的な国益を守るためにアフリカへの関与を深める必要がある。「アフリカの角」構想は将来の戦略的関心にとって重要性を増すであろう。アフリカ大陸の別の場所において繰返されるべきである。ラテンアメリカにおいても、ある程度必要とされている。

国防総省は、最後の兵とその家族がいなくなるまで、海外基地における必要なすべてのインフラストラクチャーと兵員生活環境計画(住宅、医療、学校など)を維持すべきである。また、必要なインフラストラクチャーと兵員生活環境計画は、海外基地から最初の部隊とその家族が帰還するまでに準備されていなければならない。(訳:ピースデポ。下線は訳者)

報告：2005年NPT再検討会議を振り返る (上)

今回から2回にわたり、5月2日から27日までニューヨーク国連本部で開催されていた核不拡散条約(NPT)会議について報告する。今回は、実質審議が始まるまでの全体の流れと、それ以後の第一主要委員会(軍縮)の審議の経過をまとめる。イラン問題は今回の再検討会議で重要な話題の一つであったが本報告の範囲には登場しない。(下)では(上)に含まれなかった重要問題を日本政府の動きに焦点をあてて議論する。

成果ゼロの結末

2005年5月27日、一ヵ月近くにおよんだNPT再検討会議は、事実上の「決裂」で幕を閉じた。153か国から集まった政府代表は、条約強化に向けた決定や勧告を生み出すことはおろか、過去の合意を再確認することさえできなかった。会期の3分の2は手続き事項に関する論争に費やされ、実質的な議論に当てられた時間は極めて短いものであった。最終文書をはじめ実質的な合意文書は一切作成されず、最終日に採択されたのは参加者や会議の数などを記した手続き文書のみであった。議長を務めたブラジルのセリジオ・ドゥアルテ大使は、国家間の意見の相違を埋められないとして議長概要の提出を断念した。

「人をあざ笑うような、時間の無駄使いに過ぎない、最も恥ずべき茶番劇の一つ」英アクロニム研究所のレベッカ・ジョンソン氏は会議の全様を振り返る。「全会一



レベッカ・ジョンソン氏

致の合意採択に失敗した原因は『政治』とわけ狭義の国家権益やそれぞれの核オプションの温存を追求した米国、イランといった強い影響力を持つ一握りの国による自己保身の姿勢と「垂直、水平」拡散推進政策だった。』¹

核兵器国が核廃絶を達成するとして「明確な約束」から5年。過去の再検討会議が積み重ねてきた決定や合意は反故にはされなかったものの、前進に向けた国際合意は確認されなかった。被爆60年の節目に開かれた再検討会議としてはあまりにお粗末な結果に、核廃絶への具体的な進展を望む市民の側からは落胆と失望の声が上がった。

第3回準備委員会の暗い影

議事上の問題についていえば、5月2日の開幕前からある程度の困難は予想されていた。当然決定されているべき会議の「暫定議題」が白紙状態であったからである。

2005年に向けた準備委員会として、2002年から04年の間に3回の会合がもたれていた。本誌で既報の通り、不拡散問題に焦点を絞り「核軍縮義務は完全に果たしている」と強気の姿勢を崩さなかった米国を筆頭とする「核兵器国」と、「核軍縮と不拡散は車の両輪」と核軍縮促進の重要性を主張した「非核兵器国」のリーダー国との対立の溝が深まり、2004年の第3回準備委員会は混乱のまま「崩壊」した(本誌213号参照)。2005年に向けた最後の準備委員会であったこの会議には、再検討会議へ勧告を含む「最終文書」を提出するという重要な任務があった。しかし、勧告はおろか、暫定議題などの議事に関する取り決めさえも決定できず、最低限の手続き事項に関する合意のみで終了した。

2005年再検討会議の議長に就任することになっていたドゥアルテ大使は、再検討会議での混乱を予期し、準備委員会において議題に合意するよう各国に懇願したがそれもかなわなかった。その後、ドゥアルテ大使は、主要諸国を歴訪し、議題に関する合意を求めて調整努力を続けた。しかし、その努力もむなしく、2005年再検討会議はまったくの白紙の状態で開催されることになった。

議題の決定

議題の決定に向けた議論は難航した。第一週の金曜日にあたる5月6日に、エジプトが議長の出した議題案と付帯了解事項を拒絶したことで、遅れは決定的なものになった。

議論の焦点の一つは過去の合意に関する扱いであった。多数の国が、2日から始まった一般演説のなかで、1995年および2000年の合意に基づいて今回の再検討会議が進められることを求めているにもかかわらず、ドゥアルテ議長の出した議題案には、過去の合意に関する直接的な言及はなく、「条約の運営を再検討する。*」との注釈付きの一項目があるだけであった。「*」の先にあるのは、「これまでの会議における決定や決議に照らして再検討がなされること、および締約国が提起するいかなる問題についても議論を行うことが了解された」という議長

の短い文言である。

NGO「中堅国家構想」議長のダグラス・ローチ上院議員(カナダ)は、この点を巡って激しいやりとりがあったことを報告している。

「エジプトと他のNAMは、この短い文言を...強化しようとしていたが、米国に拒否された。続いてマレーシア率いるNAMは、『1995年および2000年再検討会議において全会一致で合意されたすべての誓約』と明示した¹⁾の解釈を会議の文書に含むように主張した。²⁾

週末を通して、主な「役者」である米国、エジプト、非同盟運動(NAM)の外交官らがドゥアルテ議長と非公式協議を続けることになったと伝えられる³⁾。結局、最終的に各国が議題に関する合意に至ったのは、会期2週目に入った5月11日であった。

3つの主要委員会と3つの下部機関

議題の採択後も、実質的な協議が即座に始められたわけではなかった。本誌232号で概説したように、NPTの実質事項にかかる討議は3つの主要委員会(核軍縮関連、保障措置・非核兵器地帯関連、原子力の平和利用関連)とその下に設置される下部機関で行われる。各国政府は議題の振り分けで合意できず、迷走を続けた。ジョンソン氏の報告によれば、争点の一つは「消極的安全保証(NSA)」に関する下部機関の設置であった。NAMはNSAに関する独立した下部機関を第一主要委員会の下に設置することを求めたが、米国は断固として拒絶した。「参加国の多くは、この議長案を受け入れて実質的な協議に進むことを明らかに望んでいたが、西側諸国やNAMの数カ国が独断的に合意を妨害する立場に固執した。」行き詰った状況をうけた苦肉の策として、議長は各国に対し、それぞれの提出した作業文書について本会議で発言する時間を与え、実質的な議論の基盤となる各国の見解が少なくとも提示されるよう努力したと伝えられる⁴⁾。

5月18日、ようやく主要委員会と下部機関における議題が採択され、翌19日からの実質的な審議が可能となった。決定した議題は以下の通り。

第一主要委員会(核軍縮関連)

議長:パルノハディニングラット大使(インドネシア)

下部機関1(核軍縮、安全の保証)

第二主要委員会(保障措置・非核兵器地帯関連)

議長:モルナー大使(ハンガリー)

下部機関2(地域問題、中東問題および1995年の中東決議を含む)

第三主要委員会(原子力の平和利用関連)

議長:ポニアール大使(スウェーデン)

下部機関3(第10条(筆者注:期限、脱退に関する条項)を含むその他の条項)

主要委員会と下部機関における審議結果については、25日午後の本会議で報告されることになっており、実質的な討議に当てられた日数はわずか7日であった。主要委員会が第1週のうちに始まり、2週目の終わりには各主要委員会から作業文書案が提出されていた2000年



ダグラス・ローチ上院議員

再検討会議と比較すると、その差は歴然としている。

実質的な協議にすら入れない手続き事項に関する協議の迷走は、今回の再検討会議でいっそう明確になったNPT締約国の「分裂」状況を如実に表すものであった。ローチ議員はこれを以下のように評す。

「手続き事項に関する論争はつまらないものに見えるが、それらは核を持つものと持たざるものの真の争いの代理戦争である。」議題に関してエジプトは手に負えないわがままを言っていたように見えるが、それは条約の保全および過去の誓約を堅持しようとしたのである。エジプトは、米国および他の西側諸国が、エジプトの隣国イスラエルがNPT参加と自国の核施設へのIAEA保障措置の受け入れに対する要請を無視し続けていることに目をつぶる一方、核拡散を阻止するために核燃料サイクルに一層厳格なルールを付与しようという提案を出したことにとりわけ腹を立てていた。エジプトは核兵器国の二重基準がNPTを蝕んでいると考えている。NAMは、国によって程度は違うが、西側諸国に対するこの挑戦を支持している。西側核兵器国の米国、英国、フランスは、イスラエルに実質的に何も言わないまま核不拡散の囲い込みを行っている。事実上の核兵器国であるインド・パキスタンに対する暗黙の容認については言うまでもない。⁵⁾

審議の紛糾

5月25日(第二主要委員会は24日)までのあいだ、主要委員会と下部機関において公式・非公式の協議が重ねられた。結果から言えば、3つの委員会は、いずれも全会一致の実質事項を含む合意文書の作成に失敗した。主要委員会での決裂を受けて、2005年再検討会議の実質的な議論は終了した。

各主要委員会の報告書によれば、審議の結果は以下の通り。

第一主要委員会および下部機関1:それぞれで議長概要が作成されるものの、全会一致の合意には至らなかった。しかし、「すべての参加国の見解を完全に反映したものではない」との注釈が付いた形で、ともに第一主要委員会の報告書の添付書類として本会議に送致された。

第二主要委員会および下部機関2:下部機関2では文書が作成されず、口頭で全会一致の合意に至らなかったことが報告された。第二主要委員会は、議長概要を第二主要委員会の報告書に添付すること、および本会議に送致することについて合意に至らなかった。

第三主要委員会および下部機関3: 合意に至らなかった。

核軍縮の争点

核軍縮に関する議論の「心臓部」ともいえる下部機関1の流れを、ローチ議員の報告から見てみることにしよう。少し長いですが、以下に引用する。8~9ページ下段に訳出した新アジェンダ連合(NAC)の演説と10~11ページの米国の演説をを参照してほしい(NACの演説は本会議でのもの)

「冒頭の所信表明での相違は際立っていた。NAMIは、核兵器禁止条約を含む、時間枠の規定をもった核兵器の完全廃棄に向けた段階的プログラムの即時交渉を繰り返し求める長文の文書を提出した。文書は、CTBTが現存の核兵器の改良および新型兵器の開発を防ぐという核兵器国の保証に矛盾するとして新型核兵器の開発を非難した。核兵器国による核兵器の無期限保有は『垂直的であろうと水平

的であろうと、不拡散体制の完全性および持続性とは相容れず、また、国際の平和と安全を維持するというより広範の目標に照らし合わせても相容れない』とした。

新アジェンダ連合(NAC)は、そこまで野心的ではなかったが、1995年と2000年の誓約の完全な履行を要求した。NACは、検証可能なFMCT(核分裂性物質生産禁止条約、カットオフ条約)に関する交渉および軍事目的での核分裂性物質の生産モラトリアムを求めつつ、ジュネーブ軍縮会議で核軍縮を扱う下部機関を追求した。また、核兵器システムの警戒解除と不活性化を求めた。

ヨーロッパ連合(EU)は、NACの要求より一段低いものであった。NPTの完全性を保持するために核軍縮の一般原則を再確認することを求めた。(略)

米国はふたたび第6条の履行に関する『大きな前進』の一覧を提示した。そして、米国の政策が核兵器を追求するという他国の決定に責任を負っている

資料

新アジェンダ連合(ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、南アフリカ、スウェーデン、ニュージーランド)を代表した、ニュージーランドのティム・コーリー大使による演説

2005年5月18日

(略)

第6条の履行に向けた「行動計画」を含む1995年に合意された「核不拡散と軍縮のための原則と目標」文書、「厳格かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実におこないかつ完結させる義務が存在すると全会一致で結論付けた1996年の国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見、そして、第6条の履行のための系統的かつ前進的な努力に向けた実際の措置に関する2000年再検討会議の最終文書での全会一致の合意は、法と倫理の両面において、核兵器国が核軍縮に向けた有意義な進展を示すであろうという国際社会の期待の念の根拠となっている合意および決定であります。

議長、

本声明の目指すところは、作業文書(NPT/CONF.2005/WP.27)に述べられているように、核軍縮に関するこれら一連の行動を促進するための新アジェンダ連合からの提案を概括することにあります。今後を見据えるにあたっては、第6条の履行を確保するために、これまでの教訓や核軍縮の目標と与えられた試練についてよく考えてみる必要があるでしょう。

新アジェンダは、インド、パキスタン、イスラエルに対し、非核兵器国として即時かつ無条件に条約に加盟するよう求めています。それらの国々は、核兵器の開発や配備を追求しようとするいかなる政策をも明確かつ緊急に転換させなくてはなりません。

もしNPTを国際の平和と安全における礎石であると考えのならば、その土台の重要部分が核実験の禁止です。包括的核実験禁止条約(CTBT)の締結は、「核兵器のすべての実験的爆発の永久的停止を謳うNPT前文の要求に締約国が呼応した新しい時代の始まりを予告したものであり、核軍備競争の終焉を断固として告げるものであります。NPT無期限延長合意の中核であったCTBTが未発効であることは、締約国および国際社会にとって非常に大きな失望であり続けています。

このような失望的な状況ではあるものの、CTBTを発効させようとする各国の決意は、過去に類をみない監視ステーションのネットワーク、研究所、そして完成時にはあらゆる場所の核爆発を検出することを可能にするウィーンの国際データセンターの建設などの実施によって証明されています。発効までの間、私たちはすべての国家に対し核実験禁止モラトリアムを再確認し

尊重するよう要求し、未だ実施していない核兵器国に対してはフランスの例に従って核実験場を閉鎖するよう求めます。さらに私たちは、米国に対してはCTBTへのアプローチを再考するよう求め、また中国に対しては、CTBT支持の声明を出して批准プロセスを前進させるよう求めます。

ジュネーブ軍縮会議(CD)は、過去において軍縮および不拡散条約の交渉の場として役目を担ってきました。再びそのようにすることは可能であり、そうしなければなりません。

65か国のCDの参加国が享受しており、交渉に入るうえでの重要な安全策の機能を供してきた全会一致の原則は、不幸にも過去8年にわたって作業計画に関する合意を阻害することにも利用されてきました。行き詰まり打開のために費やされた多大な努力、多くのCD参加国のあいだに高まるいらだち、そして安全保障に対する今日の脅威を考えるとみれば、CDの停止状態をこのまま継続することは不可能です。

多くの国家が、平和目的以外での核分裂性物質の生産禁止条約に関する交渉はCDにおける次の論理的な段階であり、交渉開始の機は熟していると考えているのですが、この問題を先に進めるために必要とされる政治的意思へと変わっていくそのような誓約を未だ私たちは認識できずにあります。非国家主体が核分裂性物質を入手する機会を得るかもしれないという懸念を考えれば、核分裂性物質禁止条約に向けた政治的な推進力が欠如していることはまったく理解しかなることで。条約も含め、この問題についての調査を開始すべきであるとした専門家チームによる穏当な提

という批判を否定した。(略)米国は、他の国々が全体的かつ完全な軍縮に関する誠実な交渉の追求を怠っていると非難した。(略)さらに、米国は『核軍縮への過度の集中』が不拡散の履行への『注目を妨げ』ていると訴えた。

NAM、NAC、EU、米国それぞれの立場の違いを克服するために、下部機関の議長であるティム・コーリー・ニュージランド軍縮大使は報告書の基礎となる穏健な文書を提示した。それは、『核兵器国が保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束を含む第6条の履行に向けた効果的な措置および体系的かつ前進的努力を追求する誓約』を想起することに限定した。そして、核兵器国にあらゆる新型核兵器の研究および開発を見合わせることを求め、CTBTの緊急性を想起し、核分裂性物質のより厳格な防護を求めた。

NAMにとっては、この報告案は生ぬるいものであった。中国は『低威力核兵器』への批判とともに、

大気圏外の軍備競争の防止を含むよう求めた。日本は核テロについての警告を含むよう求めた。スウェーデンは7千 - 2万発の非戦略核兵器の撤廃に着手するよう求めた。オランダは要求を現実的なものに留めるよう求めた。イランは、NAMを援護し、より厳格な内容の報告書を求めた。米国は、コーリー報告のすべての節の削除を求めるといふ最も極端な姿勢をとった。米国は1995年と2000年の誓約に関する言及を削除し、第6条の誓約のみを受け入れようとした。米国は、新型核兵器の開発に関するいかなる制約も、CTBTに関する言及も、検証能力のさらなる開発についても、削除を求めたのだった。』

最終日のあきらめ

そして迎えた最終日、会議は最後まで低迷を続けた。阿部信泰国連事務次長は、この再検討会議の開催に一日あたりキャデラック3台分(一台約5万ドルの計算)の費用がかかっていると警告を発した。

案でさえ動き出していません。検証可能な核分裂性物質生産禁止条約の提案に異議を唱える最近の政策における転換は、国際原子力機関の保障措置システムにおける検証体制を進展させる際に習得された相当量の知識と経験の蓄積を見落としたものです。

(略)

核兵器の作戦上の地位低減や数の削減を問題としてとりあげる前に、核兵器が安全保障や政治力に引き続き関連づけられているというこの非常に問題をはらんだ認識について、まず一言申し上げたいと思います。認識を変えるための第一歩は、核兵器が核兵器国の軍事ドクトリンの中心的役割を占めつつけているという問題に取り組むことにあると私たちは考えます。一国の政治的重要性の維持には核兵器が必要であるという信奉から私たちは脱却しなければなりません。このような戦略ドクトリンを改め、新型核兵器の開発計画や使用の正当化を断念することで、核兵器国は不可逆性の原則に対する著しい貢献をすることになります。それは核軍縮に向けて進むとすべき核兵器国の意思を伝えることとなります。

2000年再検討会議で明示された核軍縮に向けた措置の一つは、「核兵器システムの作戦上の地位をさらに低めるような具体的な合意された諸措置」です。この文脈において、私たちはモスクワ条約を歓迎します。警戒態勢の解除は核軍縮措置とは認識されていませんが、その目的に向けた奨励すべき、有意義な措置です。それは核兵器が使われうる危険性も低めます。具体的

な措置としては、警戒態勢の解除に向けた信頼醸成措置、発射装置からの核弾頭の除去、実戦配備からの核戦力の撤退などがあげられます。

核軍縮措置としてのモスクワ条約の潜在性は、不可逆性、透明性、検証について規定が補完された場合に十分に達成されるでしょう。この場合の不可逆性とは、核兵器の完全な廃棄を意味します。さらなる削減を検証するためには、私たちはSTART I条約の検証条項の2009年以降への延長が必要であると考えます。

2000年の再検討会議で合意された核軍縮の基本原則とは、不可逆性、透明性、検証です。不可逆性は廃棄や撤廃を当然ともなうものであり、また、核兵器の廃棄が確実に実施されたという確証を非核兵器国が得なければならぬことから必然的に検証を意味します。

軍事ドクトリンの改正、核実験場や核分裂性物質の施設の閉鎖など、不可逆性の原則の履行に向けて実施しうる行動についてはすでに申し上げたとおりです。

私たちは、核兵器の数の面で著しい削減が実施されてきたことを認めます。しかし、これらは第6条の履行に向けて私たちが期待しているところに見合うものではありません。もしこれら目標の実現に向かった真の機運が核兵器国に存在するのであれば、核兵器国は保有核兵器の廃絶に向けた系統的かつ前進的努力を継続して行くべきではないでしょうか。

すべての核兵器が撤廃されるべきであることは明白なこととして、過去5年以上に

わたり、新アジェンダは非戦略核兵器の問題に強い関心を払ってきました。(略)

核軍縮に向けて進んでいると核兵器国が断言しているような前進を完全に認めるためには、透明性の拡大が必要です。透明性への第一歩は、2000年再検討会議で合意された第12番目の項目に合致する第6条に関する報告の定期的な提出です。私たちは、それでも完全な透明性を達成することは不可能であろうと理解しています。しかし、それは、共同的に、またはNPTの枠組みの中で透明性の強化を前進させることができないということの意味しているものではありません。

軍縮と不拡散のあらゆる側面において、私たちは検証可能なプロセスを要求します。核軍縮もこの規定の例外ではありません。核軍縮に関する検証問題について英国が提出した作業文書は、多くの有益な提案を含んでいます。私たちは他の核兵器国からもこのような情報がもたらされることを歓迎します。

1995年のNPT再検討会議で合意された、国際的な法的拘束力のある法律を含む安全の保証に関するさらなる措置は未だ実施されていません。新アジェンダの作業文書(NPT/CONF.2005/PC.II/WP.11)およびA/RES/58/51に含まれる新アジェンダ決議を筆頭に、消極的安全保証に関しては数多くの提案が出されています。私たちの目標は、1995年の共通の誓約に沿って、この問題の前進を保証することです。

(略)
(訳:ピースデポ)

最後の2日間の議論の中心を占めていたのは、最後に採択される報告書のなかにおける「*」の扱いであったと伝えられる。すなわち、前述した通り、NAMが議題の採択をめぐる議論で強く主張した過去の合意への言及部分である。議題採択の時点では、西側諸国を代表した英国が採択を単に「歓迎」という発言を行っていたが、西側諸国は最終文書にこの言及を含めることを拒否した。非公開の交渉が続けられた結果、NAMは折れ、1995年および2000年に関する言及は最終文書に直接的には盛り込まれずに終了したと報告されている⁸。しかし、最終文書はまだ公式には発表されておらず、未確認である。

ドゥアルテ議長に対しては、「問題点を総括し今後の進展を促す」議長概要を少なくとも発するだろうと政府代表の多くが考えていた。しかし、彼は消極的な態度を

とることを選んだ。⁹議長の最後の発言はわずか1分足らずのものであった。そして予定時刻より早い14時8分、会議の終了が宣言された。一瞬場内は静まり返り、そしてまばらな拍手が起こったという。(中村桂子)

- 1 レベッカ・ジョンソン『26日目:その場しのぎの骨抜きNPT会議文書と不満だらけの結末』(5月27日)
- 2 ダグラス・ローチ『致命的な行き詰まり』(2005年6月)
- 3 レベッカ・ジョンソン『2週目に突入:「決定、決議、結果」- 議題の妨害につるフラストレーション』(5月7日)
- 4 レベッカ・ジョンソン『行き詰まり打開の16日目:作業文書が本会議で提案される』(5月17日)
- 5 2と同じ
- 6 主要委員会報告書 <http://www.un.org/events/npt2005/main%20committee%20documents.html>
- 7 2と同じ
- 8 リアナ・タイソン『通り過ぎた嵐』リーチングクリティカルウィール発行の「News in Review」より(5月27日)
- 9 2と同じ

資料

第一主要委員会における ジャッキー・サンダース米大使の演説

2005年5月20日

はじめに

(略)米国はNPTの誓約を完全に守っており、すべての国家は条約下の義務を遵守すべきであると考えています。米国は、第6条を含む、条約下のすべての義務を真剣に受け止めており、同条項を完全に遵守しています。第6条義務は、核兵器国と非核兵器国のすべての国家に等しく課せられているのですから、私たちは他の国家がいかに第6条の目的を促進しつつあるのか、知ることを楽しみにしています。

議長、米国は第6条の誓約を認識しています。私たちは、核軍縮に向けた進展の速度やその在りようは、当事国の置かれている国際的な安全保障環境によって異なるということにも言及したいと思います。(略)

変貌を遂げた世界

議長、第6条で言うところの核軍備競争は過去のものとなりました。米国とロシアの関係は根本から変わっており、冷戦時代に作られた核兵器の削減は20年以上にわたって実行されています。35年前に国際社会の人々の頭を当然のごとく占めていた世界的規模の核戦争の見通しは、核時代の歴史のなかでもっとも低い時期にあります。(略)

議長、2001年9月11日以降、これらの危険性は他の何れも国際の平和と安全、またNPTの継続的な実効性を危険にさらしています。これら拡散の脅威に立ち向かう国際的措置の強化に、すべての国家が賛同することが、2005年再検討会議の第一

の目標にならなければなりません。

米国の第6条における実績

議長、米国はNPT第6条を履行するという誓約を守っています。20年以上に及ぶ米国の行動は、誰もがうらやむような第6条遵守の実績を確立してきました。

以下に挙げる第6条関連の成果をよく考えてみてください。

- 核兵器の削減(略)
- 核発射装置の削減(略)
- 核分裂性物質の管理(略)
- 協調的脅威削減(略)

核実験

1992年いらい米国は核実験を実施しておらず、核実験モラトリアムの遵守を継続しており、核実験を実施する計画を持たず、各国にも実験をしないよう働きかけている。

米国は包括的核実験禁止条約(CTBT)を支持せず、その締約国とはならないが、国際監視制度(IMS)関連事業の暫定的技術事務局への協力は継続する。

標的と警戒態勢(略)

抑止力の拡大と焦点の変化

議長、たった今詳細に述べさせていたたいくつかの点は、それだけでも第6条に関する、否定しようのない前進を示すものです。しかしそれだけではありません。第6条の目標にとって不可欠な兵器と発射システムの数のうえでの削減に加えて、米国は、国防戦略における核兵器の役割に

対するまったく新しい見方を進めています。

議長、私は2001年の核態勢見直し(NPR)について述べたいと思います。米国はこの種の見直しを過去にも実施してきましたが、2001年NPRは独特のものであり、第6条にまさに合致するものです。2001年NPRは、戦略的能力の新しい3本柱を打ち出しましたが、それは米国の防衛政策目標を達成するうえでの核兵器への依存をはるかに縮小したものでした。2001年NPR以前は、米国の3本柱は大陸間弾道ミサイル、潜水艦発射弾道ミサイル、戦略核兵器を搭載した長距離爆撃機を含むものでした。新しい3本柱は以下を含みます。

- 非核および核攻撃能力
- 弾道ミサイル防衛を含む能動的および受動的防衛
- 21世紀に起こりうる予測不可能な脅威に柔軟に対応できるような攻撃力と防衛システムを開発、構築、維持するために必要とされる研究、開発および工業のインフラストラクチャー

議長、NPRに由来する新しい三本柱の概念は、原則的にも実践的にも、米国の国土安全保障戦略における核兵器への依存を減じるものであります。それは、まったく新しい将来ビジョンを反映しており、第6条の履行に向けた私たちの明白な決意と完全に合致するものです。

NPRに関連して最後にもう一言述べさせてください。NPRが公表されていらい、それを誤ってとらえる人々がいるのは残念なことです。NPRは、米国が核軍縮義務を怠っている「証拠」としてしばしば引用されます。議長、これは断固として間違っています。しかし、大変遺憾ながら、そのような批判の影響で、米国が安全保障戦略で核兵器への依存を低減させていることや第6条の完全な実施に向けて多大なる進展を示しているといった重要なメッセージが消

れてしまっています。

新型核兵器はない

議長、もう一つ事実を申し上げます。NPTは核兵器国に対して核戦力の近代化を禁じてはなりません。とはいえ、米国が新型核兵器を開発していないこと繰り返しますが、開発していないことをここで強調しておくことは重要です。

2001年NPRが新型核兵器の必要性を謳っているという非難は正しくありません。米国はいかなる核弾頭も開発・実験・生産していませんし、10年以上にもわたりそのようなことは行っていません。しかし、通常兵器、核兵器のいかにかわらず、新型兵器が必要となるかもしれない能力の不足をNPRが明示したのは確かです。

これに関連して、広い範囲にわたって議論が行われている2つの動きがあります。先端概念核兵器に関する穏当な研究努力。その予算については、議会が最近、実験を行わずに弾頭の信頼性を向上する現代技術の研究にシフトした。現存する兵器が強化され地中深く埋設された標的に適合するか否かを実験を行わずに明らかにする研究。

これらの計画は批判者たちが主張するようなものではありません。先端概念に関して提案されている研究には、備蓄管理の促進を含む多様な目的があります。それは、実験を行わずに保有核兵器の安全性と信頼性を保つとする進行中の努力なのです。同様に、強力地中貫通型核兵器(RNEP)の研究は、備蓄縮小の時代のなかで、現存する弾頭を利用して抑止力を強化するための一つの有効な方法を模索しようという意図で行われています。研究段階からその先へ進むという決定は行われておらず、それには大統領と議会の了承が必要とされることを強調しておきます。

批判者たちは、指導者たちが低威力兵器を簡単に使えるものであると考えているとか、それらの開発の結果として核のしきいが低下しているなどと主張しています。もう一度言いますが、まったくそのようなことはありません。米国は1950年代から低威力の兵器を保有しています。冷戦時の最頂時にはそのような兵器が何千もありました。それらが使われることはありませんでした。核兵器を使用するという決定は、大統領によってなされなければならない、威力が低いからといって容易になるといったものではないのです。核のしきいは常に極めて高いものであり、今後もそうあり続けます。

私たちの努力は、かつてないほど縮小された備蓄核兵器の安全性と信頼性を核実験なしで確実なものとする、そして新しい3本柱の核関連部分の信用性、安全性、信頼性を維持することに向けられています。米国は、他のすべての政府と同様、第6条下の義務と私たち自身の安全保障および私たちに依存するものたちの安全保障を維持するという責任とのあいだでバランスをとっています。米国はこれらすべての義務を果たしており、今後も続けて行きます。

誤った道

議長、米国の特定の政策が、核兵器を追求しようとする他国の決定に対して責任があるなどと言われることがあります。それらは、単なる核の拡散者やそれらの弁解者の言いぐさに過ぎません。当初から、NPTは特定の国家が核兵器を保有し、撤廃のために努力するということを認めています。NPTのすべての条項を遵守することは非常に重要なことであり、共通の目的となるべきです。不拡散義務の遵守が軍縮義務と繋がっている、また条約の不拡散義務は軍縮義務より先拘束力が弱いかのように核軍縮がより早い速度で動められるよう望んでいる人々、また不拡散義務は強化・強制されるべきではないと議論する人々に対しては、論理的にも法的にも支持することはできません。そのような考え方は、はつきり言えば、極度に危険なものです。

議長、核兵器は危険で撤廃すべきものと断言する一方で、核兵器国がより迅速に軍縮を行わなければ他の国々が核開発の権利を留保するかもしれないと暗示するようなことがなぜできるのでしょうか。そのような考え方も極度に危険なものです。

再検討会議の役割

議長、NPT再検討会議は極めて重大な機能を担っています。再検討会議とは、条約の履行に関する徹底的な意見交換を促進し、また、条約が全体として国際的な安全保障および各国の安全保障に資するという締約国の信念を再確認するものです。再検討会議は、例えばIAEAのような他の議論の場においてNPTの目的を追求することを支えるという役割も果たします。

本来の姿として、再検討会議は現存する条約義務、それはいわば、条約本体から派生し、すべての締約国が自由に受諾する義務を強調し再確認するための政治的な実践の場です。再検討会議は、ある種の締約国がいかにして核兵器能力の開発準備を進めながら参加者の特権を「利用」しようとしているかといった、

条約に対する脅威について議論する機会でもあります。しかし、再検討会議は、修正会議ではなく、そこで出されるいかなる宣言や決定やその他の文書も、明確に述べられた各国の条約下の法的義務を塗り替えたり、再解釈したり、その上加えたりするものではありません。NPTの法的な約束は、国家の政治的な権威による承認および主権的な憲法上の批准プロセスを必要とする、厳粛な誓約です。過去の第6条の進展を振り返り、今後5年間の議論をどのように打ち立てていくかを考える際に、これらの点に留意しておくことは重要となるでしょう。

全面的かつ完全な軍縮

議長、米国は締約国の多くが第6条下の非核義務を果たすための努力を怠っていると考えています。それは、全面的かつ完全な軍縮における誠実な交渉を追求することです。実際のところ、NPTの文言と交渉の歴史は、完全な核軍縮に向けた努力は全面的かつ完全な軍縮にむけた努力と繋がっているとの見方を支持しているにもかかわらず、第6条におけるこの部分はしばしば完全に見落とされています。第6条が述べるように、完全な履行は「厳格かつ効果的な国際管理のもとでの全面的かつ完全な軍縮に関する条約」を想定したものです。

時とともに、国際社会は第6条の履行におけるこの要素の追求から文字通りの意味で遠ざかってきました。議長、今は核兵器以外の軍備削減の分野における米国の成果に関する具体的な概要をお話するときではないのですが、記録のために、当該分野、とりわけ化学・生物兵器の管理の分野における私たちの努力が広範に及ぶものであるとこの機会に述べさせていただきます。要するに、第6条における核と非核の両側面には明確な関係性があるのです。しかし、条約の文言のどこにも核軍縮が全面的かつ完全な軍縮より先に前に達成されなければならないという示唆はありません。

おわりに

(略)

議長、第6条遵守に関する米国のめざましい実績への理解が深まるにつれ、条約の不拡散条項に対して当然払われるべき注目と、こうした注目の不均衡が大きく影響してきた遵守の危機に対する注目が、核軍縮への過度の集中によって妨げられてきたことに各国は気づくに違いありません。すべてのNPT締約国はまさにこの危機に対して有効な対応をしていかなければなりません。さもなければ、私たちの共通の安全保障は減じられてしまうでしょう。

(略)

(訳:ピースデポ)

前号記事へのコメント NGOの苦労話

本誌前号に掲載した「市民社会の関与における現状と課題」記事のなかに、「…国際的な運動において、若干のトップダウンの傾向が見られるということである。たとえば、先に述べた『NGOセッション』に関して、意見発表者の人選から、発表の内容にいたるまで、もっと草の根レベルの運動体との協議があつてしかるべきである。しかし、実際にはこうしたプロセスはほとんどの人々があずかり知らない場所で進められてしまっている」という記述がありますが、いくぶん実際とは異なる理解をされるかもしれませんが、少し事情を補足説明しておきます。

まず、参加の形態に関して言うと、5月のNGO意見発表に向けた議論は、ほぼ一年にわたってオープンなメーリングリストを通じて行われてきました。そこは誰もが自由に参加できる討論の場であり、事実、各国のさまざまな運動体に所属する人々が議論に参加していました。同時に、一人でも多くの人々が議論のプロセスに参加するよう積極的な呼びかけが常に行われていました。もちろん、言葉の壁をはじめ英語圏以外の人々の参加にはハードルが高いことは事実です。この状況の改善のために、ピースデポとしても情報の発信に一層の力を注いでいきたいと考えています。

もう一点。さまざまなバックグラウンドを持つNGOをまとめて一つの方向性のある動きを創っていくためには、現実問題として叱咤激励しつつ牽引力を発揮する力が必要となります。言葉も文化も運動の背景もまったく違うNGOが合意していくのですから、それは大変なプロセスです。ときには辛らつな言葉をぶつけ合うこともあり、それはさながら国連の議論のようですが、大きな違いは、NGOが「核廃絶」という共通の目標に向かって何とか違いを乗り越えようと努力していったことにあります。そのようにして、5月11日のNGOセッションは創りあげられていったのです。(中村桂子)

日誌

2005.5.21~6.5

作成:中村桂子、林公則

DOD=米国防総省 / MD=ミサイル防衛 / NPT=核不拡散条約 / PSI=拡散防止構想

5月24日 中国の沈国放外務次官補、北朝鮮の核実験実施について「確たる証拠はない」と発言。ライター。

5月25日 イランと英独仏の外相級協議、イランの核関連プログラムに関する合意成立に向け2カ月間の検討期間を設けることで合意。

5月27日 ニューヨークの国連本部で開かれていたNPT再検討会議、合意文書など具体的な成果のないまま閉幕。(本号参照)

5月28日付 経済産業省原子力安全・保安院、原子力施設ごとに具体的テロを想定したシナリオと防護策をつくる作業に着手。

5月30日 最高裁、高速増殖原型炉「もんじゅ」訴訟の差し戻し上告審で、「国の設置許可は違法ではない」と住民側の訴えを退ける逆転判決。

5月31日 自民党北朝鮮経済制裁シミュレーションチーム、地下核実験を強行した場合に全面的な経済制裁を即時発動するプランを了承。

5月31日 ライス米国防務長官、PSIの成果として、イランによる弾道ミサイル関連物資の移転阻止に成功した例が11件にのぼると発表。

5月31日 パウチャー米国防務省報道官、PSIの活動で、北朝鮮の核計画や化学兵器計画の関連物資の移転阻止に成功した例が2例あると発表。

5月31日 日米両政府、海上配備型迎撃ミサイル共同迎撃実験を06年3月にハワイ沖で模擬弾を標的に実施することで大筋合意と判明。

6月1日 日米の6か国協議首席代表が米国防務省で会談。北朝鮮の核実験について「差し迫った兆候はない」との見方一致。

6月2日付 北朝鮮が核実験を強行した場合、中国は食糧支援停止を検討せざるを得ないとの意向を中国が北朝鮮側に伝えていた事が判明。

6月3日 北朝鮮外務省、プンジュ米大統領が5月31日の記者会見で金正日総書記に敬称をつけたことを「留意する」と評価。朝鮮中央通信

6月3日 アジア太平洋地域を中心に約20か国・地域の国防相らが「地域情勢を討議する」アジア安全保障会議、シンガポールで開幕(～5日)

6月3日付 北朝鮮の6か国協議復帰問題で、ニューヨークの北朝鮮国連代表部と米国防務省と

の間で電話協議が行われたことが判明。

6月4日 米韓、合同軍事作戦「作戦計画5029」の破棄を韓国側が申し出ている問題で、作戦計画のレベルを落として継続協議することで合意。

6月5日 DOD高官、米政府が北朝鮮の核問題を国連安保理に付託するかどうかについて、数週間以内に決定を下すと表明。ライター。

6月5日 ライス米国防務長官、北朝鮮核問題の国連安保理付託に関し数週間以内に決定が下される可能性が高いとの高官発言を「先走った考え」と修正。

6月5日 大野防衛庁長官、日米共同研究を進めているMDの海上配備型迎撃ミサイル部品について06年度からの開発段階移行方針を表明。

沖縄

5月21日 普天間飛行場のヘリ部隊を嘉手納飛行場へ、空中給油機を岩国基地へ移す分散移転案を軸に政府が米側と最終調整に。

5月24日付 嘉手納飛行場で20日から実施されている即応訓練に対して、騒音への苦情が住民から相次ぐ。

5月24日 県議員会と党四会派が、普天間飛行場の国外・県外への移設を優先的に進めるよう要請することを決定。

5月25日付 嘉手納飛行場に常駐する米軍機が三日連続で同飛行場に緊急着陸。

5月25日 県議会米軍基地関係特別委員会が久米島町で生じた米軍ヘリ不時着に対して全会一致で抗議決議。

5月27日 2003年11月のF15の日航機接近事件で、米軍が管制官にミスがあったことを容認。

5月30日 米軍用地強制使用手続きで、県収用委員会が公開審理を開催。

6月2日 米軍再編協議で、普天間飛行場のヘリ部隊の嘉手納飛行場への統合が極めて有力になったことが判明。

6月4日 日米防衛首脳会談で、ラムズフェルド国防長官が沖縄の負担軽減に難色。

今号の略語

BRAC = 基地閉鎖・再編
CD = ジュネーブ軍縮会議
CTBT = 包括的核実験禁止条約
DoD = 米国防総省
FMCT = 核分裂性物質生産禁止条約、またはカットオフ条約
GPR = 世界的国防態勢見直し
IAEA = 国際原子力機関
NAM = 非同盟運動
NPT = 核不拡散条約
NSA = 消極的安全保証
OBC = 海外基地見直し委員会

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス:事務局 <office@peacedepot.org> 梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp>

田巻一彦 <tanaki@w.catv.ne.jp> 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org> 丸茂明美 <marumo@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁):会員の方に付いています。「(定)」:会員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読の更新をお願いします。メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書:秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、田巻一彦(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、丸茂明美(ピースデポ)、青柳絢子、大澤一枝、津留佐和子、中村和子、林公則、梅林宏道